訪問看護・介護予防訪問看護運営規程

（事業の目的）

第１条　株式会社 AKIZ が開設する、ゆとりお訪問看護（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護・介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、健康保険法、介護保険法関係法令に基づき利用者に対し、適切な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条

１　指定訪問看護の提供に当たって、事業所の看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

２　指定介護予防訪問看護および指定訪問看護の提供に当たって、事業所の看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

３　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

４　精神科訪問看護の提供に当たっては、利用者の社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な指導及び援助を行うものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

（１）名称　　ゆとりお訪問看護

（２）所在地　福井県小浜市遠敷 76-6-1

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職種、職員数及び職務内容は次の通りとする。

（１）管理者　１名（常勤・専従）　管理者は、事業所の従業者の管理及び事業の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。但し、管理業務に支障がない場合のみ、他の職務を兼ねることが出来る。

（２）看護職員　常勤換算２．５人以上 看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書を含む。）を作成し、事業の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第５条

１　事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

（１）営業日　月曜日～金曜日（ただし祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日は除く）

（２）営業時間　9：00～18：00

２　サービスの提供は電話等により、24 時間対応が可能な体制とする。

（事業の内容）
第６条　事業の内容は次の通りとする。
（１）病状・障害の観察
（２）清拭・洗髪などによる清潔の保持
（３）食事・及び排泄などの日常生活の世話
（４）褥瘡の予防・処置
（５）リハビリテーション
（６）ターミナルケア
（７）認知症患者の看護
（８）精神・神経疾患患者の看護
（９）カテーテル等の管理
（10）療養生活や介護方法についての指導・相談業務
（11）その他、医師の指示による医療処置

（利用料等）
第７条
１　事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
２　医療保険の場合は、健康保険法等に基づく額を徴収する。
３　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
４　前３項のほか、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができる。
（１）利用者の都合により指定訪問看護を中止（キャンセル）する場合、重要事項説明書に定めるキャンセル料を徴収することができる。
（2）死後の処置（エンゼルケア）を行った場合は、15，000 円（税別）を徴収する。

（通常の事業の実施地域）
第８条　通常の事業の実施地域は、嶺南地域全域（敦賀市、美浜町、若狭町、小浜市、おおい町、高浜町）の区域とする。

（緊急時等における対応方法）
第９条　訪問看護・介護予防訪問看護を実施中に、事故又は病状に急変等の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医への連絡し、指示に従うこととする。また、家族、担当の居宅介護支援事業者に連絡することとする。

（苦情への対応）
第 10 条
１　利用者、利用者の後見人、利用者の家族及び身元引受人は、事業所が提供する看護サービス等に相談や苦情がある場合、いつでも重要事項説明書記載の苦情受付窓口に問い合わ

せ及び苦情を申し立てることができる。その場合、速やかに事実関係を調査し、改善処置並びに利用者、利用者の後見人、利用者の家族及び身元引受人に対する説明、記録の整備（完結の日から5年間保管する。)、その他必要な改善をおこなう。
２　事業所は、提供したサービスに関して、市町や国民健康保険連合会等からの質問・照会・文書の提供等に応じ、苦情に関する調査に協力する。なお、市町や国民健康保険連合会等からの指導または助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。

（事故発生時の対応）
第11条
１　事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
２　事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保管する。
３　事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（虐待防止）
第12条
１　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
（１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに結果について、看護師等に周知徹底を図る。
（２）虐待防止のための指針を整備する。
（３）看護師等に対し、虐待防止のための研修を年１回以上に実施する。
（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等、現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）
第13条
１　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、従業者の安全を確保しつつ、利用者に対する指定訪問看護等の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
２　事業所は、業務継続計画の推進にあたり、専任の担当者を定め（又は委員会等を設置し)、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を定期的に（年１回以上）実施するものとする。
３　事業所は、前項の訓練結果や社会情勢を踏まえ、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
４　事業所は、非常時において、地域の他の訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、医療機関、及び自治体と相互に連携・協力する体制の構築に努めるものとする。

（身体的拘束等の適正化）
第 14 条
１　事業所は、指定訪問看護等の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。
２　前項の緊急やむを得ない場合において身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（ハラスメントの防止等）
第 15 条
１　事業所は、適切な指定訪問看護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
２　事業所は、利用者又はその家族等からの著しい迷惑行為（ハラスメント）により、従業者の就業環境が害される恐れがある場合、またはサービスの提供に支障が生じると判断した場合は、サービスの提供を拒否、または中止することができる。

（その他運営に関する留意事項）
第 16 条 １　訪問看護員等の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設け、勤務体制の整備に努める。
（１）採用時研修　　採用後１ヶ月以内
（２）継続研修　　年２回以上
２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持する。また従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するよう必要な措置を講じる。
３　利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得る。
４　ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から５年間保管しなければならない。
５　本規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社 AKIZ とゆとりお訪問看護の管理者との協議に基づいて定める。

附則
この規程は、令和８年４月１日から施行する。